

## 那珂市保育所入所選考基準表

受付番号	申込年月日	年	月	日	第1希望保育施設	基準点(父)	基準点(母)	調整点	選考点
児童氏名		生年月日	年	月	日生(クラス年齢)	(a)	(b)	(c)	(a)+(b)+(c)

【算定方法】  
 ○選考点は、「A.基準点」及び「B.調整点」を合算した点数とする。(那珂市民を優先とし、定員に余裕があった場合、市外住民を受け入れる)  
 ○「A.基準点」…基準点は、父、母(以下「保護者」)それぞれに配点し、合算した点数を基準点とする。該当する類型(1~9)が複数ある場合には、点数の高い類型で認定する。  
 ○「B.調整点」…調整点は、該当する内容(1~32)に配点する。該当する内容(1~32)が複数ある場合にはそれぞれの点数を合算した点数を対象児童の調整点とする。

## 【A. 基準点(保護者の状況に係る点数)】

類型	区分	基準点				認定時の留意点			
		①労働状況等による点数		②労働調整点		父	母		
1. 就労(月64時間以上を常態とする) *採用予定を含む	勤務者 自営業者 農業	月あたりの労働時間(休憩時間含む)		点	父	母	① + ②	① + ②	
		月160時間以上	24			●原則3月の勤務実績の平均で64時間以上の場合労働調整点を付ける。 ●自営業者で次の①~④のいずれかに該当する場合は加点対象 ①営業許可証等の写しが提出されていること ②確定申告(青色)をしていることが確認できること ③自営業申立書の第三者証明者が委託元代表者等であること ④その他自営業の実態があることが確認できる書類等が提出されていること	6	●労働時間は、原則雇用契約に基づく時間で算定する。 ●認定は、勤務証明書等に記載のある月あたりの労働時間(休憩時間含む)に基づき行う。 ●保護者の勤務先が複数にまたがる場合、それぞれの勤務先の月あたりの労働時間(休憩時間含む)を合算する。 ただし、それぞれの勤務先の勤務日及び勤務時間が重なっており、従事することが困難と認められる場合には、「それぞれの勤務先の月あたりの労働時間(休憩時間含む)」から「当該重複している勤務時間数」を差し引いた時間数で認定するものとする。 ●県の最低賃金879円/H(R3.10.1)を下回る場合は、労働調整点を付けない。(876円×64時間=56,256円/月) ●120時間未満は「保育短時間」	
		月155時間以上160時間未満	23						
		月150時間以上155時間未満	22						
		月145時間以上150時間未満	21						
		月140時間以上145時間未満	20						
		月135時間以上140時間未満	19						
		月130時間以上135時間未満	18						
		月125時間以上130時間未満	17						
		月120時間以上125時間未満	16						
		月110時間以上120時間未満	15						
		月100時間以上110時間未満	14						
		月90時間以上100時間未満	13						
月80時間以上90時間未満	12								
月64時間以上80時間未満	11								
2. 妊娠・出産 (妊娠中であるか又は出産後間がない)	認定条件				点数		母	●死産についても、認定条件は同様とする。	
	出産予定日の56日前(多胎妊娠の場合は98日前)の属する月の初日から、産後56日を経過する日の翌日の属する月の末日				24				
3. 疾病・障がい (疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がいを有している)	区分	認定条件		点数		父	母	●「疾病・負傷」及び「障害認定」の両方に該当する場合は、点数の高い区分で認定する。 ●標準時間保育で認定する。 ●手帳の有効期間により認定期間を判断する。(身障手帳以外)	
疾病・負傷 (診断書)		長期入院	おおむね1月以上の入院加療を要すると診断されたもの	30					
		常時臥床	疾病のためおおむね1カ月以上常時臥床を要すると診断されたもの	26					
		長期加療	疾病のためおおむね3カ月以上の加療(安静)を要すると診断されたもの	24					
		一般療養	おおむね1カ月~3カ月の加療(安静)を要すると診断されたもの	20					
障がい認定 (手帳)		(身体)(療育)(精神) 1・2級、A・A、1・2級		30					
		(身体・知的)身体障害者手帳、療育手帳を所持する者又は専門機関により同程度と診断された者		21					
		(精神)精神障害者保健福祉手帳を所持する者		15					
4. 介護・看護 (長期にわたり疾病の状態にある、又は精神若しくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護している)	認定条件				点数		父	母	●通院への付添いについては、その付添いにあてる時間数に応じ、左記基準に準じ認定する。
介護(看護)時間数(週)									
週40時間以上の介護(看護)を常態とする(160時間以上)				26					
週35時間以上40時間未満の介護(看護)を常態とする(140~160時間未満)				24					
週30時間以上35時間未満の介護(看護)を常態とする(120~140時間未満)				22					
週25時間以上30時間未満の介護(看護)を常態とする(100~120時間未満)				20					
週20時間以上25時間未満の介護(看護)を常態とする(80~100時間未満)				18					
週16時間以上20時間未満の介護(看護)を常態とする(64~80時間未満)				17					
5. 災害復旧 (災害の復旧にあたる)	認定条件				点数		父	母	●罹災したことが分かる書類で判断する。
	震災・風水害・火災・その他の災害				30				
6. 求職活動中	認定条件				点数		父	母	●保育短時間
	求職中のため日中外出する場合(起業準備を含む。)				5				
	入所後探す。現在探していない。				0				
7. 就学・職業訓練	認定条件				点数		父	母	●就職につながらないものは対象外。(いわゆるお稽古等) ●カリキュラムで確認する。 ●120時間未満は「保育短時間」
学校教育法で定める学校、専修学校その他の各種学校及びこれらに準ずる教育施設に在学している又は公共職業能力開発施設にて行う職業訓練等を受けている			月160時間以上	26					
			月140時間以上160時間未満	24					
			月120時間以上140時間未満	22					
			月90時間以上120時間未満	19					
			月64時間以上90時間未満	18					
			就学等内定(上記から-1)	-1					
8. 虐待・DV	区分	認定条件		点数		父	母	●児童相談所等からの依頼・通知等、保育の必要性が分かる書類で判断する。 ●家庭裁判所から保護命令の発令があることがわかる書類で判断する。	
	虐待	児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること		30					
	DV	DV被害のため家庭内保育が困難であると認められること		30					
9. 不存在該当者	認定条件				点数		父	母	●公的機関の証明書や受給者証により判断する。 注:保育料減免と対象範囲が異なる。
	死亡・離別・離婚調停中・行方不明・拘禁・未婚				30				

## 【B. 調整点(家庭の状況に係る点数)】

区分	内容	点数	備考	区分	内容	点数	備考	
児童の保育状況	1. 産休・育児休業明け	+30	保育所入所により育児休業から職場復帰する場合復職意向が無い場合は加点しない	兄弟姉妹の状況	16. 生活保護世帯	+13	生活保護受給証明書等により確認する	
	2. 父または母が仕事をしながら保育している(居宅外へ同伴就労、リモートワーク含む)	+5	家庭状況調査で確認する。		17. 入所希望児童を除く兄弟姉妹が認可保育施設等を利用中	+17		
	3. 産休・育児休業復帰時に入所できず、認可外保育施設等を利用しながら就労している	+30	利用証明添付認可外保育施設、一時預かり、幼稚園等預かり保育、その他託児サービス利用。(連絡票を継続して提出している者に限る)		18. 入所希望児童を除く兄弟姉妹が幼稚園等の預かり保育を利用中または利用予定	+17	新2号認定および利用証明で確認。(満3歳児はみなしで確認)	
	4. 本市に在住もしくは本市に転入予定で他市町村の認可保育施設を利用中(市内認可保育施設へ転園)	+5	広域利用申請は含まない。転入予定者は契約書等の添付書類があれば加点する。		19. 入所希望児童を除く兄弟姉妹が幼稚園等の預かり保育を使用していない	-5	求職活動を除く	
	5. 利用中の保育施設等の継続利用ができない	+15	事業廃止や統廃合などで自己都合でない場合に該当。認可外保育施設も含む。(地域型保育事業は含まない)		20. 入所希望児童を除く兄弟姉妹が家庭で保育されている	-10		
	6. 企業内託児所を利用	+15	事業所内保育事業(従業員枠)		21. 入所希望児童が兄弟姉妹と同じ認可保育施設へ転園希望の場合	+10		
	7. 認可外保育施設等を利用				(週5回利用)利用証明添付認可外保育施設、一時預かり、幼稚園等預かり保育、その他託児サービス利用	+15		
					(週3~4回利用)利用証明添付認可外保育施設、一時預かり、幼稚園等預かり保育、その他託児サービス利用	+10		
					(週3回未満利用)利用証明添付認可外保育施設、一時預かり、幼稚園等預かり保育、その他託児サービス利用	+8		
8. 地域型保育事業所卒園後の連携施設への入所希望	+100	従業員枠は含まない	22. 入所希望児童と兄弟姉妹同時入所申込みの場合	+5				
9. 地域型保育事業所卒園後の連携施設以外への入所希望	+50	従業員枠は含まない	23. 一時退園し、再度認可保育施設等を利用希望の場合	+17	産休・育休で家庭で保育する場合と入所児童の長期療養により一度退園した場合のみ該当			
の祖父状況	10. 市内在住の満65歳未満で無職の健康な祖父母	-4	添付書類が無い場合に該当	24. 保育料を滞納している世帯	-8			
	11. 祖父母の居住先が離れている	+10	市内、隣接市町村に祖父母がいない場合に該当	25. 保護者が非自発的な理由により失業した場合	+10			
家庭の状況	12. 保護者(父母共)の不在	+30	死別・離別・離婚調停中・行方不明・拘禁・未婚	26. 保護者が管内認可保育施設等に保育士として就労	+30	保育士証の写しと就労証明書で確認。求職中は該当しない。幼稚園は該当しない。		
	13. ひとり親世帯(母子・父子)	+20	祖父母と同居	27. 保護者が管外認可保育施設等に常勤保育士として就労	+20	保育士証の写しと就労証明書で確認。求職中は該当しない。幼稚園は該当しない。		
		+25	上記以外	28. 保護者が管外保育施設等に非常勤保育士として就労	+10	保育士証の写しと就労証明書で確認。求職中は該当しない。幼稚園は該当しない。		
	14. 準ひとり親世帯(母子・父子)	+15	祖父母と同居(離婚調停申立書・離婚に関することを定めた公正証書が必要)	29. 入所希望の児童が障がいを有しまたは疑いがあり専門医が集団保育を推奨する場合	+10	主治医意見書で確認		
		+20	上記以外(離婚調停申立書・離婚に関することを定めた公正証書が必要)	30. 入所希望の児童の障がいや疾病により特定の保育施設等を希望する場合	+50			
15. 父または母が単身赴任中	+10	就労証明書で確認する	31. 入所希望児童が、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持・特別児童扶養手当を受給している場合	+4	手帳等の写しを添付			
			32. 特に緊急の入所を必要とする家庭	+50	虐待・DV・劣悪な家庭環境。児童相談所等からの依頼・通知等、保育の必要性が分かる書類で判断する。			
				+40	上記以外の家庭。児童相談所等からの依頼・通知等、保育の必要性が分かる書類で判断する。			